

文化芸術振興費補助金（文化資源活用推進事業）国庫補助要項

令和3年1月29日
文化庁長官決定
令和4年2月8日一部改定
令和4年5月12日一部改訂

1. 趣 旨

この要項は、文化芸術振興費補助金（文化資源活用推進事業）交付要綱（令和3年1月29日文化庁長官決定）に基づき、事業実施に要する経費について、国が行う補助に関し、必要な事項を定めるものとする。

2. 補助対象事業

地方公共団体が主体となり、文化芸術分野の専門の人材を軸として、地域のアーティスト、住民や芸・産学官との連携協力体制を構築しながら取り組む、地域の文化芸術資源を活用した文化芸術事業であり、かつ「インバウンド需要回復」と「国内観光需要の喚起」の双方に資するもの。

3. 補助事業者

地方公共団体とする。

4. 補助対象経費

別表のとおりとする。

5. 補助金の額

補助金の額は、補助対象経費の2分の1を上限とする。

別表)

| 区分 | 費目 | 内 訳 |
|-------------------|------|---|
| 出演・音楽・文芸費 | 出演費 | 指揮料, 演奏料, ソリスト料, 合唱料, 舞踊家・俳優等出演料, エキストラ料, 助演料等 |
| | 音楽費 | 作曲料, 編曲料, 作詞料, 訳詞料, 音楽制作料, 音楽編集料, コレペティ料, 調律料, 楽器借料, 楽譜借料, 写譜料, 楽譜制作料等 |
| | 文芸費 | 演出料, 監修料, 振付料, 舞台監督料, 音響・照明プラン料, 演出等助手料, 著作権使用料, 舞台美術・衣装等デザイン料, 脚本料, 翻訳料, 字幕制作費, 原稿料, 原作料, 企画制作料等 |
| 舞台・会場・設営費等 | 舞台費 | 大道具費, 小道具費, 衣装費, かつら費, メイク費, 照明費, 音響費, 字幕費, 舞台スタッフ費, 機材借料, 舞台設営費等 |
| | 作品借料 | 作品借料, 作品保険料等 |
| | 上映費 | 上映費, 映写機材借料, 映写技師謝金, 同時通訳関連機器借料等 |
| | 会場費 | 会場使用料 (付帯設備費を含む), 会場設営費, 会場撤去費等 |
| | 運搬費 | 道具運搬費, 楽器運搬費, 作品運搬費等 |
| 人件費・旅費・報償費 | 人件費 | 事務整理等、会場整理等にかかる給料、労災保険料等 ※本事業のために臨時に雇用する者のみ対象 ※給料として支給するものに限る。期末手当等は対象外。 |
| | 旅 費 | 国際航空賃, 国内交通費, 宿泊費, 日当等 |
| | 報償費 | 講師等謝金, 原稿執筆謝金, 会議出席謝金, 指導謝金等 |
| 雑役務費 消耗品費 等 | 雑役務費 | 広告宣伝費, 入場券等販売手数料, 立看板費, 印刷製本費, 借料及び損料, 傷害保険料, 請負費等 |
| | 消耗品費 | 消耗品費 |
| | 通信費 | 通信費, 郵送料 |
| | 会議費 | 会議費 |
| 委託費・補助金 | 委託費 | 委託費 |
| | 補助金 | 補助金, 負担金, 分担金, 交付金 ※事業を実施するのに適した法人等に補助事業の全部又は一部を実施させる場合において, その経費の全部又は一部を補助又は負担する場合に限る。 |